

医療・介護総合推進法の廃止に関する意見書(案)

いわゆる医療・介護総合推進法は、本年6月18日に国会で成立した。本法律は、19の関係法律の改正を含み、内容が多岐にわたるにもかかわらず、衆議院では僅か40時間弱の審議しか行われなかった。また、法律の内容が医療介護の総合的な確保とはかけ離れたものであるため、参考人等から撤回を求める声が上がっていた。加えて、参議院における審議の中で、厚生労働省が提示したデータに誤りがあることが明らかとなり、厚生労働大臣が撤回をするという事態も生じていた。

本法律の医療分野では、急性期病床の削減、従来医師が行ってきた医療行為を看護師に委ねる制度、外国人医師による診療の規制緩和など、医療の質の低下が懸念される内容や、地域医療ビジョン策定の際の都道府県の権限・役割の強化が図られ、知事の病床の削減や増床の中止勧告、従わない場合の補助金の不交付などの内容も盛り込まれ、医療が給付の側面から抑制される可能性がある。

介護分野では、要支援者に対する訪問介護及び通所介護を市町村事業に移行することとしているが、多くの市町村議会で異議を唱える意見書が採択されるなど、自治体から事業に対する不安の声が上がっている。また、平成24年度から2年間の予防モデル事業として実施された市町村介護予防強化推進事業では、介護保険から「卒業」する仕組みが明記されており、モデル事業に参加した高齢者が「卒業」として、必要な支援を受けられなくなるという事例も判明した。本法律は、こうしたモデル事業を全国に拡大させるものである。

さらに、特別養護老人ホーム待機者は全国で約52万人、都でも4万人以上に上るが、特養入居要件を要介護3以上の者に限定することにより、全国で約17万8,000人、都で約1万2,000人の要介護2以下の者が特養待機者から外されることになる。

このように、医療の質の低下や抑制を招き、要支援者及び要介護者が必要な介護サービスを受けられなくなる可能性のある本法律は、到底受け入れることができない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、医療・介護総合推進法を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		